

# あま市国民保護計画（案）

令和7年2月  
あま市



## 目次

<b>第1編 総論</b>	1
<b>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</b>	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	2
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b>	3
<b>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b>	5
<b>第4章 市の地理的、社会的特徴</b>	6
<b>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</b>	9
1 武力攻撃事態	9
2 緊急対処事態	9
 <b>第2編 平素からの備えや予防</b>	10
<b>第1章 組織・体制の整備等</b>	10
<b>第1 市における組織・体制の整備</b>	10
1 市の各部課における平素の業務	10
2 市職員の収集基準等	13
3 消防機関の体制	15
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	16
<b>第2 関係機関との連携体制の整備</b>	17
1 基本的考え方	17
2 県との連携	17
3 近接市町村との連携	18
4 指定公共機関等との連携	18
5 ボランティア団体等に対する支援	19
<b>第3 通信の確保</b>	19
<b>第4 情報収集・提供等の体制整備</b>	20
1 基本的考え方	20
2 警報等の伝達に必要な準備	21
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	21
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	22
<b>第5 研修及び訓練</b>	22
1 研修	23
2 訓練	23

<b>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>	25
1 避難に関する基本的事項	25
2 避難実施要領のパターンの作成	27
3 救援に関する基本的事項	27
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	27
5 避難施設の指定への協力	28
6 生活関連等施設の把握等	28
<b>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</b>	30
1 市における備蓄	30
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	31
<b>第4章 国民保護に関する啓発</b>	32
1 国民保護措置に関する啓発	32
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	32
<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b>	33
<b>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	33
1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	33
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	35
<b>第2章 市対策本部の設置等</b>	36
1 市対策本部の設置	36
2 通信の確保	46
<b>第3章 関係機関相互の連携</b>	47
1 国・県の対策本部との連携	47
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	47
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	48
4 他の市町村に対する応援の要求、事務の委託	48
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	49
6 市の行う応援	49
7 ボランティア団体等に対する支援等	49
8 住民への協力要請	50
<b>第4章 警報及び避難の指示等</b>	51
<b>第1 警報の伝達等</b>	51
1 警報の内容の伝達等	51
2 警報の内容の伝達方法	52
3 緊急通報の伝達及び通知	53
<b>第2 避難住民の誘導等</b>	54
1 避難の指示の通知・伝達	54
2 避難実施要領の策定	54
3 避難住民の誘導	57

<b>第5章 救 援</b>	64
1 救援の実施	64
2 関係機関との連携	64
3 救援の内容	65
<b>第6章 安否情報の収集・提供</b>	66
1 安否情報の収集	66
2 県に対する報告	67
3 安否情報の照会に対する回答	67
4 日本赤十字社に対する協力	68
<b>第7章 武力攻撃災害への対処</b>	69
<b>第1 武力攻撃災害への対処</b>	69
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	69
2 武力攻撃災害の兆候の通報	69
<b>第2 応急措置等</b>	70
1 退避の指示	70
2 警戒区域の設定	71
3 応急公用負担等	72
4 消防に関する措置等	72
<b>第3 生活関連等施設における災害への対処等</b>	74
1 生活関連等施設の安全確保	74
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	74
<b>第4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等</b>	76
1 武力攻撃原子力災害への対処	76
2 N B C攻撃による災害への対処	76
<b>第8章 被災情報の収集及び報告</b>	80
<b>第9章 保健衛生の確保その他の措置</b>	81
1 保健衛生の確保	81
2 廃棄物の処理	82
<b>第10章 国民生活の安定に関する措置</b>	83
1 生活関連物資等の価格安定	83
2 避難住民等の生活安定等	83
3 生活基盤等の確保	83
<b>第11章 特殊標章等の交付及び管理</b>	84
 <b>第4編 復旧等</b>	86
<b>第1章 応急の復旧</b>	86
1 基本的考え方	86
2 公共的施設の応急の復旧	86
<b>第2章 武力攻撃災害の復旧</b>	87

<b>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	<b>88</b>
1　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	88
2　損失補償及び損害補償	88
3　総合調整及び指示に係る損失の補てん	88
<b>第5編 緊急対処事態への対処</b>	<b>89</b>
1　緊急対処事態	89
2　緊急対処事態における警報の通知及び伝達	89

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

#### (4) マニュアルの作成

この計画で定める事項の具体的実施要領および体制については、別途マニュアルを作成する。

## **2 市国民保護計画の構成**

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

## **3 市国民保護計画の見直し、変更手続**

### **(1) 市国民保護計画の見直し**

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市は、その国民保護計画の作成又は変更に当たっては、その国民保護協議会の意見を尊重するとともに、関係する指定行政機関、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の意見を聴くなど関係者の意見を求めるよう努める。

### **(2) 市国民保護計画の変更手続**

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村、海部東部消防組合並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をしよう努める。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、当該市の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じ、国及び県から入手した情報、武力攻撃災害における災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、県、消防機関等との連携を密にすること等により、当該国民保護措置に従事する市職員等の安全の確保に十分に配慮する。

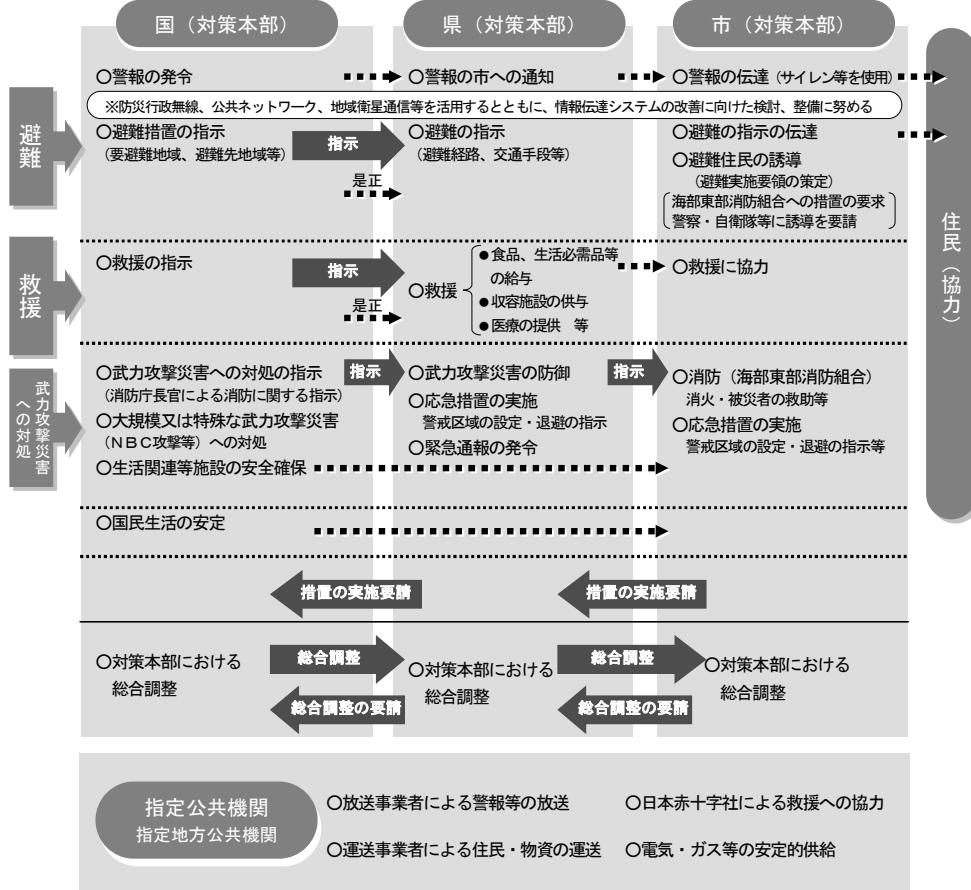
※【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

## 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

### ※【国民保護措置の全体の仕組み】



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

### ○ 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>国民保護計画の作成</li> <li>国民保護協議会の設置、運営</li> <li>国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>組織の整備、訓練</li> <li>警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施（消防に関する事務については、海部東部消防組合において処理）</li> <li>水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 地形

本市は、愛知県の西部に位置し、南東部は名古屋市と大治町、北部は稻沢市、東部は清須市、西部は津島市及び愛西市、南部は蟹江町にそれぞれ接し、東西 7.9km、南北 7.8km で面積は 27.49k m<sup>2</sup> となっている。

本市は、木曽川水系や庄内川水系によって形成された沖積層が厚く、肥沃な土壌となっている。一方で軟弱な地盤のため、地震発生時の危険が高い地域でもある。地勢は濃尾平野南東部にあり、ほぼ全域が海拔ゼロメートル地帯となっており、標高は1メートル未満で、市全域が起伏のほとんどない平坦地である。また、河川・水路が広がり、庄内川、五条川、新川、蟹江川、福田川、小切戸川、目比川が流れている。

### (2) 気候

本市の気候は、太平洋側気候のうち東海式気候に属し、一般に温暖で夏季多雨、冬季は「伊吹おろし」と呼ばれる北西の冷たい風が吹き乾燥した快晴の日が多い。平均気温は夏季 27℃ 前後、冬季 4℃ 前後となっており、平均年間降雨量は 1,500 ミリ程度である。

### (3) 人口分布

本市の人口は、昭和 40 年代、50 年代に急激に増加したが、昭和 60 年代から平成にかけては増加のスピードが低下し、令和にはいり減少傾向にある。令和 6 年 12 月 1 日現在の人口は 88,471 人で、このうち 65 歳以上の高齢者は約 25.8 パーセントを占めており、今後も老年人口の増加が予想される。

世帯数は 39,390 世帯で、一世帯あたりの平均世帯人員は 2.24 人となっており、少子化の進行がうかがわれる。

### (4) 道路

道路は、東西には県道名古屋津島線、あま愛西線、給父西枇杷島線、南北には一宮蟹江線（西尾張中央道）が走り、北は稻沢市と南は津島市と結ばれている。高速道路については、東名阪自動車道及び名古屋第二環状自動車道が縦貫している。

### (5) 鉄道

本市においては、東西に名鉄津島線が整備されており、名古屋まで 15 分程度で到着でき、朝夕の乗降客数が多い。

#### (6) 自衛隊施設等

本市自体には自衛隊施設はないものの、名古屋市守山区に陸上自衛隊第 10 師団司令部など陸上自衛隊および航空自衛隊の 5 施設が県内に存在している。

施 設 名	主 要 部 隊 等	所 在 地
陸上自衛隊守山駐屯地	第 10 師団司令部第 35 普通科連隊	名古屋市
陸上自衛隊豊川駐屯地	第 6 施設群	豊川市
陸上自衛隊春日井駐屯地	第 10 後方支援連隊	春日井市
航空自衛隊小牧基地	第 1 輸送航空隊	小牧市
航空自衛隊高蔵寺分屯基地	第 4 補給処高蔵寺支処	春日井市

#### (7) 生活関連等施設

本市の区域に係る生活関連等施設は存在するものの、名称等の詳細については様々な危険を想定し非開示とする。

#### (8) 原子力発電所等

本市においては、原子力発電所又は原子炉施設（「以下原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（P A Z）及び緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）には含まれていない。

【あま市全体図】



## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弹道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるN B C攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述

### 2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

#### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

#### (2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態  
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

※ 上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市国民保護対策本部及び各部局における事務分担、職員の配置等を市国民保護計画で定めるなどその体制の整備を図る。

##### 1 市の各部課における平素の業務

市の各部課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

###### 【市の各部課における平素の業務】

部等	課	平素の業務
市長公室	危機管理課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 国民保護に係る総合調整に関すること</li><li>2 国民保護協議会の運営に関すること</li><li>3 関係機関との連携体制の整備に関すること</li><li>4 緊急時の連絡体制の整備に関すること</li><li>5 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関すること</li><li>6 研修、訓練及び啓発に関すること</li><li>7 避難及び救援に関する体制の整備に関すること</li><li>8 生活関連等施設に関すること</li><li>9 特殊標章等の交付及び管理に関すること</li><li>10 所管の輸送施設の把握に関すること</li><li>11 物資・資機材の備蓄等に関すること</li><li>12 自主防災組織等への訓練・啓発に関すること</li><li>13 その他、他の部課に属さないこと</li></ol>
	企画政策課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 外国人への情報提供体制の整備に関すること</li><li>2 所管施設における避難所の準備に関すること</li></ol>
	情報推進課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 情報提供体制の整備に関すること</li><li>2 情報収集・提供体制の整備に関すること</li><li>3 庁内及び関係機関との情報インフラ（IT関連）の整備に関すること</li></ol>
議会事務局	議事課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市議会との連絡調整の整備に関すること</li></ol>
総務部	総務課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 救助物資及び義援物資の受領、配分、輸送に関すること</li><li>2 非常電話など緊急時通信の整備に関すること</li><li>3 応急活動に必要な車両及び車両用燃料の確保及び管理に関すること</li></ol>
	税務課・収納課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 安否情報の収集体制の整備に関すること</li><li>2 被災情報の整理体制の整備に関すること</li></ol>

会計	会計課	1 指定金融機関等との連絡調整に関する事項
市民生活部	市民課	1 遺体処理手続体制の整備に関する事項
	保健医療課	1 所管施設における避難所の準備に関する事項
	人権推進課	1 所管施設における避難所の準備に関する事項
	環境衛生課	1 緊急時の防疫体制の整備に関する事項。 2 廃棄物処理体制の整備に関する事項
	社会福祉課	1 緊急時の避難行動要支援者の災害対策準備に関する事項 2 福祉避難所の準備に関する事項 3 社会福祉協議会、日赤奉仕団、民間協力団体との連絡調整に関する事項 4 ボランティア受け入れ準備に関する事項 5 生活必需品等の調達に関する事項
福祉部	障がい福祉課	1 緊急時の避難行動要支援者(障がい者)の災害対策準備に関する事項
	高齢福祉課	1 緊急時の避難行動要支援者(高齢者)の災害対策準備に関する事項 2 高齢者の安全確保に関する事項 3 老人福祉施設、介護サービス提供事業者等との連絡調整に関する事項
	子ども福祉課	1 緊急時の要配慮者(乳幼児)の災害対策準備に関する事項 2 児童の安全確保に関する事項 3 所管施設における避難所の準備に関する事項
子ども健康部	保育課	1 緊急時の要配慮者(乳幼児)の災害対策準備に関する事項
	健康推進課	1 市民病院、医師会、歯科医師会、医療機関、歯科医療機関、日本赤十字社愛知県支部等との連絡調整に関する事項 2 医薬品、衛生材料の確保に関する事項 3 所管施設における避難所の準備に関する事項
建設産業部	都市計画課	1 応急復旧及び緊急措置に要する諸資材の調達体制の整備に関する事項 2 電気、ガス、電話などライフラインとの連絡調整に関する事項
	土木課	1 応急復旧及び緊急措置に要する諸資材の調達体制の整備に関する事項
	農政課	1 関係機関との連絡調整に関する事項 2 被災者用食料の調達に関する事項
	商工観光課	1 関係機関との連絡調整に関する事項 2 所管施設における避難所の準備に関する事項
上下水道部	上水道課	1 緊急時の給水体制の整備に関する事項
	下水道課	1 緊急時の下水体制の整備に関する事項
教育部	教育総務課	1 教育施設への情報伝達体制の整備に関する事項 2 所管施設における避難所の準備に関する事項

	学校教育課	1 児童・生徒の安全確保に関すること 2 学校における啓発に関すること 3 緊急時の炊き出しの整備に関すること
	生涯学習課	1 所管施設における避難所の準備に関すること
	スポーツ課	1 所管施設における避難所の準備に関すること

海部東部消防組合	1 武力攻撃災害への対処に関すること。(救急・救助を含む) 2 住民の避難誘導に関すること。 3 避難及び救援に関する体制の整備に関すること。
----------	---

## 2 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

交通の途絶、職員又は職員の家族の被災などにより職員の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保等に関し必要な事項も併せて定めるとともに、職員に周知し、徹底を図る。

### (2) 24時間即応体制の確立

市は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置を実施する体制を整備する。体制整備に当たっては、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備に努めるとともに、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるように担当課を定めるよう努める。

#### 【市における24時間体制の確保について】

##### (1) 市での対応充実

常備消防機関との連携を図りつつ、当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制を整備する。この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制であることが重要である。

##### (2) 常備消防機関との連携強化

夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、市長その他関係機関への連絡）に限定して常備消防機関に事務を委ねることが選択肢として考えられる。その際、構成市町においては、初動の連絡を受領次第速やかに対応体制をとることとし、担当職員が登庁後は当該市町が常備消防機関より引き継ぎ、国民保護措置を実施することとする。この場合、常備消防機関は、特に構成市町の長への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素より、各市町と常備消防機関との連携を密にし、各市町の府内体制の整備や職員への周知を十分実施しておく。

##### (3) その他

消防本部より住民への初動連絡ができるよう、防災行政無線の親機や遠隔操作機を常備消防機関に設置することが重要である。

### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

#### 【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課（部）体制	危機管理課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が市役所庁舎及び出先機関等に参集

#### 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	①
		②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③

### (4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

### (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代替職員については以下のとおりとし、副本部長等（副市長、教育長、市長公室長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間要する場合の職務の代理者は、登庁した者の中から、職務を代理する職員を定める。

### 【市対策本部長の代替職員】

代替職員	第1順位	第2順位	第3順位
役職	副市長	教育長	市長公室長

#### (6) 職員の服務基準

市は、(3) ①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

#### (7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、交代要員の確保その他職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備の確保等を平素から図るよう努める。

## 3 消防機関の体制

#### (1) 消防本部及び消防署における体制

市は、海部東部消防組合の管理者に対し、消防本部及び消防署が、市における参集基準等との整合性が確保されるように、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるよう要請する。

その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備するよう努める。

#### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことのかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、海部東部消防組合の消防本部及び消防署における参集基準を参考に、消防団員の参集基準を定める。

## 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)	危機管理課
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)		
訴訟に関すること。(法第6条、175条)		

### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済に係る手続きに関連する文書管理に関する条例等の定めるところにより、適切に保存する。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、海部東部消防組合、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、国民保護措置に関し、広域にわたる避難やN B C攻撃等の武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（F A X）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 県警察との連携

道路管理者である市長は、武力攻撃事態等においては他の道路管理者及び県警察と連携し、交通規制状況や道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにしておく。

### 3 近接市町村との連携

#### (1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

#### (2) 消防機関の連携体制の整備

市は、海部東部消防組合に対し、消防機関の活動が円滑に行われるよう近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図るよう要請する。また、消防機関のN B C対応可能部隊数やN B C対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図るよう要請する。

また、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

### 4 指定公共機関等との連携

#### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

#### (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、海部医師会、海部歯科医師会、市内医療機関、市内歯科医療機関等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定を国民保護法に基づく協定の締結も行う等の見直しをし、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 ボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実が図られるよう支援するとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう努める。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実が図られるよう支援する。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会などのボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

### (1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

この場合において、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

### (2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害における災害により情報収集・連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合においても各機関内及び機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化、代行できる人員の指定など、障害発生時における情報収集・連絡体制の整備に努める。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、国民保護措置の実施状況、安否情報、被災情報その他の情報等を収集及び整理し、関係機関、国民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努める。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

市の武力攻撃事態等における情報通信手段については、災害時の情報通信手段として確保している情報通信手段を活用するとともに、その運用・管理、整備等に当たっては、次の点を十分考慮する。

##### ①施設・設備

- ・情報通信手段の施設については、平素から管理・運営体制を構築しておくこと。
- ・武力攻撃事態等における通信の確保を図るため、平素から国民保護措置の実施に必要な通信のための設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取り扱い、機器の操作の習熟等のため、他の関係機関等と連携し、通信訓練を積極的に実施すること。
- ・移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ武力攻撃事態等における運用計画を定めておくとともに、関係機関との間で運用方法についての十分な調整を図ること。

##### ②運用

- ・夜間・休日を含め、通信体制の確保に努める。
- ・武力攻撃災害における災害により情報収集・連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合においても各機関内及び機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化、代行できる人員の指定など、障害発生時における情報収集・連絡体制の整備に努める。
- ・高齢者、障がい者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な整備に努める。

#### (3) 情報の共有

市は、平素から人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域社会の情報の収集、蓄積及び更新に努めるものとともに、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報セキュリティの確保等に留意しながら、情報データベース化等の推進に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておく。

この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

また、警報を通知すべき当該市の他の執行機関その他の関係機関をあらかじめ市国民保護計画に定めておく。

### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となるデジタル同報系無線及び他の防災行政無線の整備に努める。

また、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

### (3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

### (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

### (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

### (6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報システムの利用

市は、県と連携し、総務省（消防庁）が運用する安否情報の円滑な収集及び提供を行うシステム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理及び提供が円滑に行われるよう必要な体制の整備を図る。

#### (2) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

##### 【収集・報告すべき情報】

安否情報省令第1条に規定する様式第1号（安否情報収集様式（避難住民・負傷住民））及び様式第2号（安否情報収集様式（死亡住民））による。

#### (3) 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ責任者を定め、必要な研修・訓練を行う。

#### (4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておく。

### 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

#### (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努める。

#### (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、職員の研修に当たっては、国が作成するビデオ教材やe－ラーニングを活用するなど、多様な方法による研修を行うものとする。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e－ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### ※【国民保護ポータルサイト】

<https://www.kokuminhogo.go.jp/>

#### ※【総務省消防庁ホームページ】

<https://www.fdma.go.jp/>

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、消防機関、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、海部東部消防組合、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、海部東部消防組合、県警察、自衛隊等との連携による、N B C攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

## (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の収容訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

## (3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災のための措置との間で共通する収容施設の運営、避難住民への炊き出し等の訓練については、これらを実施する際に相互に応用できることを示して、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮する。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求める。その際高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えについて必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 1 避難に関する基本的事項

#### （1）基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図  
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人ロのデータ)
- 区域内の道路網のリスト  
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト  
(※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)  
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）  
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト  
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト  
(※ 避難住民の誘導に影響を与えるかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定  
(※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレーできるようにしておくことが望ましい。)
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧  
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト  
(※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)  
(※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿

## (2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

## (3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難を適切に行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素からこれらの者の所在把握等に努めるとともに、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。

### 【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第 49 条の 10 において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

## (4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

## (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行うとともに、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮する。

避難実施要領作成に際しての関係機関の意見聴取の方法や避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するための方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定めておく。

## 3 救援に関する基本的事項

### (1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

市長は、知事との調整の結果、市長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておく。

### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保のため、自ら市内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、複数のルートや代替ルートを考慮しつつ、県と連携して運送事業者である指定地方公共機関の輸送力及び確保すべき輸送施設（道路、鉄道施設等）についてあらかじめ把握するよう努める。

### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

避難住民の運送及び緊急物資の運送のための輸送路の確保に関する公共的施設の管理者である市長は、当該輸送路を効率的に確保するため、それぞれの管理者等又は関係する管理者等相互間において、情報収集・連絡体制の整備に努める。

○ 輸送力に関する情報
① 保有車輌等（鉄道、定期・路線バス）の数、定員
② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
○ 輸送施設に関する情報
① 道路 （路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
② 鉄道 （路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

## (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握する。

また、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
	10号	危険物質等の取扱所	(所管省庁は28条 のとおり)
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省

3号	火薬類	経済産業省
4号	高压ガス	経済産業省
5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
6号	核原料物質	原子力規制委員会
7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災のために備えた物資や資材が、市防災倉庫及び小・中学校等に乾パン・アルファ米及び毛布等を備蓄しており、市は、県と連携し、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において主食とともに野菜などの副食を確保又は関係機関から調達できるよう体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のために特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、  
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

#### (3) 家庭内備蓄の推進

武力攻撃災害時には、ライフラインの途絶等の事態が予測されるので、住民に対して広報誌等を通じて3日分程度の飲料水、食糧その他の生活物資の家庭内備蓄を推進するよう啓発する。

#### (4) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の地方公共団体や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努める。

## 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し又は点検する。

### (2) ライフライン施設の機能の確保

市は、上下水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

また、所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努める。

### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

また、武力攻撃災害における災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、市有財産に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、県と連携して国の国民保護に関する啓発に協力するとともに、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

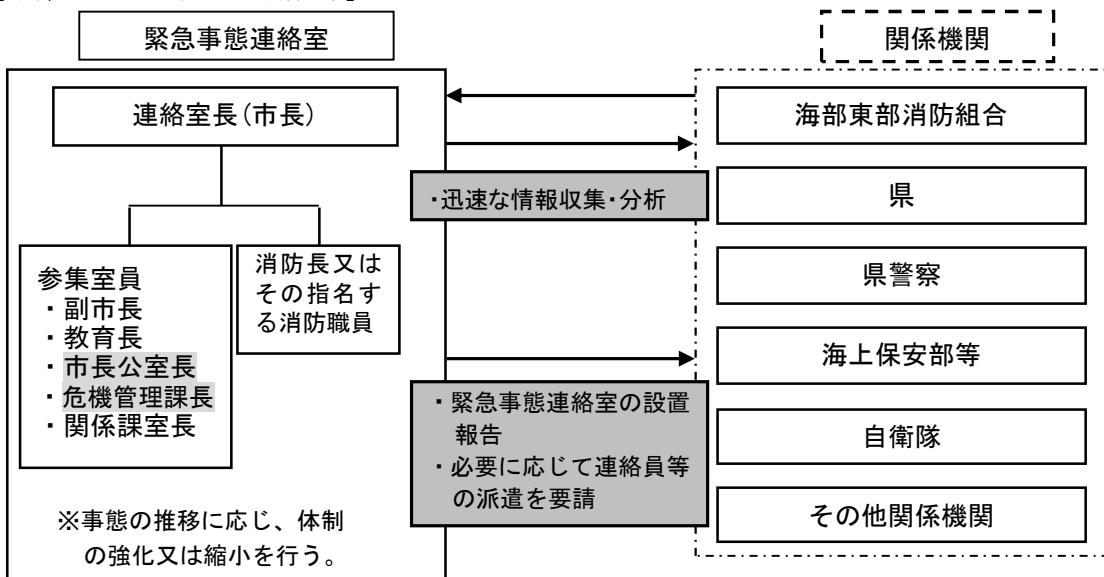
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

#### 1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

##### (1) 緊急事態連絡室の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、危機管理課長など、事案発時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

##### 【市緊急事態連絡室の構成等】



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告する。

また、市は、海部東部消防組合の管理者に、消防本部においても通報を受けた場合の情

報伝達の体制を確立するよう要請する。

② 緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

#### (2) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

#### (3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

#### (4) 対策本部への移行に要する調整

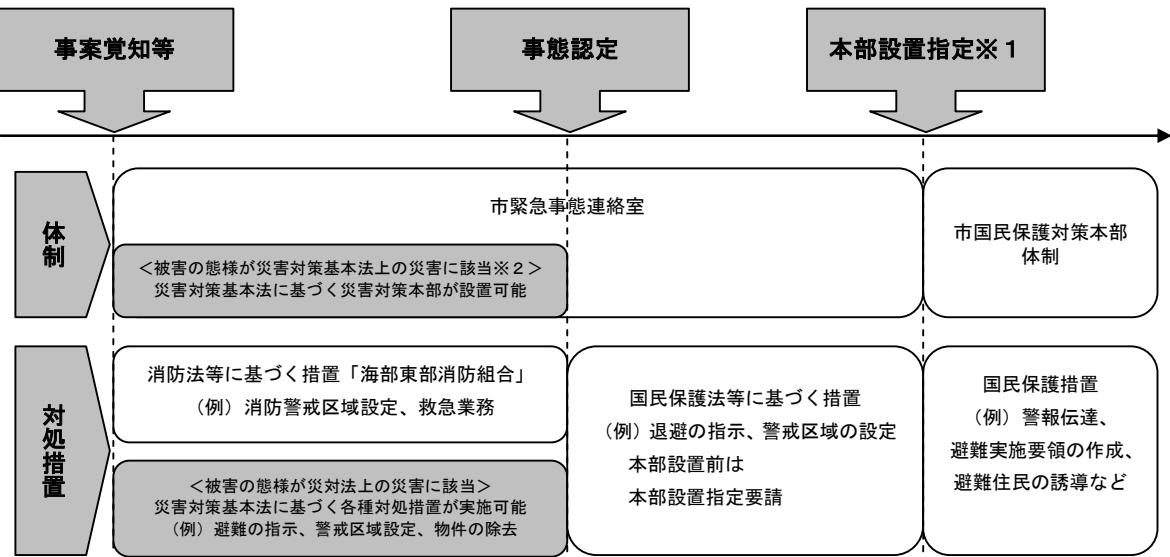
緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

#### 【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

## 【対策本部への移行】



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火事・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### ② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える）。

##### ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、緊急メールシステム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

##### ④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎危機管理課に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### ⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

**【本庁舎に本部長室・本部連絡員室を設置できない場合の代替設置場所】**

区分	施設の名称	設置等のめやす
第1位	甚目寺総合体育館	本部長室、本部連絡員室を確保し、本部指揮統括機能の維持を図る。
第2位	七宝総合体育館	〃
第3位	七宝公民館	〃

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により上記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

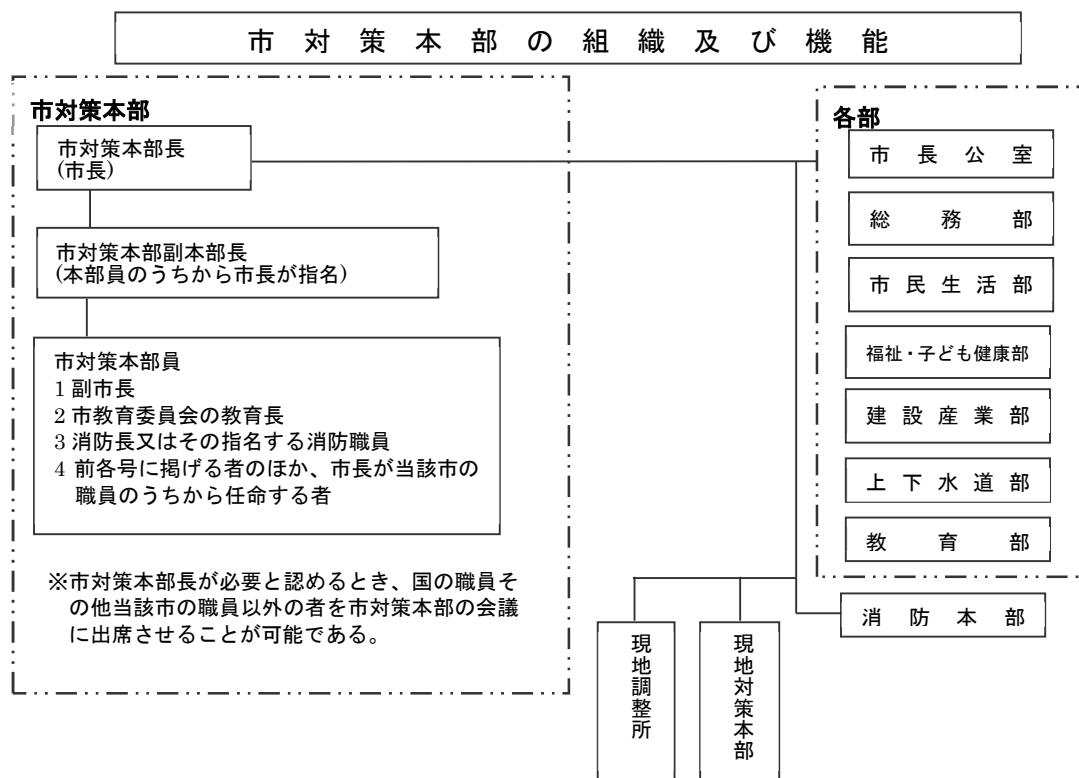
**(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等**

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

**(3) 市対策本部の組織構成及び機能**

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

**【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】**



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課において措置を実施する（市対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

【市対策本部の所掌事務】

部等	課	武力攻撃事態等における業務
市長公室	防災総括班 (危機管理課)	1 国民保護に関する総合的企画、調整及び推進に関すること 2 国民保護協議会に関すること 3 本部長の命令、指示等の伝達に関すること 4 災害復旧に関する総合調整に関すること 5 国民保護対策本部の設置及び廃止に関すること 6 国民保護対策本部の庶務に関すること 7 現地国民保護対策本部の運営に関すること 8 情報の収集及び伝達に関すること 9 非常配備に関すること 10 避難の指示又は解除に関すること 11 警察との連携による公共の秩序の維持、安定に関すること 12 海部東部消防組合との連絡調整に関すること 13 防災行政用無線など通信の確保に関すること 14 県その他防災関係本部等機関との連絡調整に関すること 15 県、他市町村等への応援要請に関すること 16 消防団の動員に関すること 17 自主防災組織との連絡調整及び協力要請に関すること 18 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること 19 職員の動員、解除及び配置調整に関すること
	情報班 <u>(企画政策課)</u>	1 外国人の援護支援に関すること 2 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること 3 所管施設の災害対策、被害状況調査並びに応急復旧に関すること 4 部の庶務及び部内各班との連絡調査に関すること
	情報班 <u>(情報推進課)</u>	1 庁内及び関係機関との情報インフラ（IT関連）の機能確保に関すること 2 電算システムの災害応急対策及び被害調査に関すること
	広報広聴・本部秘書班 (人事秘書課)	1 本部長、副本部長の秘書に関すること 2 職員の出勤、退勤、健康管理に関すること 3 議会班と協力し災害視察者及び見舞者の対応に関すること 4 職員の被災状況の把握に関すること 5 災害派遣職員の受入、配置等に関すること 6 災害情報及び市民支援情報の収集 7 災害広報に関すること 8 報道機関の対応に関すること 9 災害の記録、写真等の撮影及び保存に関すること
	協力班 (監査委員事務局)	1 自衛隊の派遣要請に関すること 2 市長公室班への応援協力に関すること

	議会班 (議事課)	1 市議会との連絡調整に関すること 2 本部秘書班と協力して災害視察者及び見舞者の対応に関すること
総務部	総務班 (総務課)	1 各班からの被害報告の取りまとめに関すること 2 国民保護対策本部の <u>協力</u> に関すること 3 救援物資及び義援物資の受領、配分に関すること 4 災害関係文書の受理、配布発送に関すること 5 公用車の配車調整及び民間車両の借上げに関すること 6 非常電話など通信の確保に関すること 7 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること
	財務班 (財政課)	1 災害関係費の予算に関すること 2 災害応急対策及び復旧に要する資金の調達に関すること 3 災害対策に必要な食糧、物品、資機材等の調達と調整に関すること 4 災害義援金品の受領及び <u>配分</u> に関すること 5 <u>市有財産の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること</u>
	税務・調査班 (税務課) (収納課)	1 罷災者に対する市税の減免等に関すること 2 罷災台帳の作成に関すること 3 罷災証明書の交付に関すること 4 電気、ガス、電話などライフラインの被害状況の収集に関すること
	会計班 (会計課)	1 緊急支払いの出納に関すること 2 災害義援金の一時保管に関すること
市民生活部	市民班 (市民課)	1 被災者の安否情報の収集、整理及び安否問い合わせに関すること 2 死亡者の戸籍処理に関すること 3 埋火葬許可に関すること 4 遺体の収容及び埋火葬に関すること 5 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること
	避難所支援班 (保険医療課)	1 避難所の運営支援に関すること 2 避難所における食料の配分、供給に関すること 3 避難所における被服、寝具その他の生活必需品等の配分に関すること
	市営住宅班 (人権推進課)	1 市営住宅の被害調査及び災害対策に関すること 2 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること
	環境衛生班 (環境衛生課)	1 防疫の実施及び防疫薬品等の供給に関すること 2 災害時における廃棄物及びし尿の処理に関すること 3 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること 4 迷い犬猫に関すること 5 死亡犬猫の処理に関すること

	社会福祉班 <u>(社会福祉課)</u>	<p>① 避難行動要支援者の災害対策及び被害調査に関すること</p> <p>② 災害対策本部と社会福祉協議会との連絡調整に関すること</p> <p>③ 日赤奉仕団との連絡調整に関すること</p> <p>④ 災害ボランティアセンターに関すること</p> <p>⑤ 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること</p> <p>⑥ 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること</p>
	社会福祉班 <u>(障がい福祉課)</u>	<p>① 避難行動要支援者（障がい者）の災害対策及び被害調査に関すること</p> <p>② 所管施設の災害応急対策及び被害状況調査に関すること</p> <p>③ 罹災障がい者世帯の調査及び援護に関すること</p> <p>④ 障がい福祉サービス提供事業者等との連絡調整に関すること</p>
	高齢福祉班 (高齢福祉課)	<p>① 避難行動要支援者(高齢者)の災害対策及び被害調査に関すること</p> <p>② 罹災高齢者世帯の調査及び援護に関すること</p> <p>③ 介護サービス提供事業者等との連絡調整に関すること</p> <p>④ 介護保険料の減免に関すること</p> <p>⑤ 所管施設の災害応急対策及び被害状況調査に関すること</p>
福祉・子ども健康部	子育て支援班 <u>(子ども福祉課)</u>	<p>① 要配慮者(乳幼児)の災害対策及び被害調査に関すること</p> <p>② 児童館及び児童公園施設の災害応急対策及び被害調査に関すること</p> <p>③ 児童館の児童の安全確保、一時的な保護に関すること</p> <p>④ 被災地における児童館の開設運営に関すること</p> <p>⑤ 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること</p>
	子育て支援班 <u>(保育課)</u>	<p>① 要配慮者（乳幼児）の災害対策及び被害調査に関すること</p> <p>② 保育園の災害応急対策及び被害調査に関すること</p> <p>③ 保育園及び親子通園療育施設の園児の安全確保、応急保育に関すること</p> <p>④ 被災地における保育園等の開設運営に関すること</p> <p>⑤ 保育料等の減免に関すること</p>
	医療救護班 (健康推進課)	<p>① 保健施設の被害調査及び災害対策に関すること</p> <p>② 医療救護班の編成及び救護所の設置、運営に関すること</p> <p>③ 被災住民、避難住民の健康管理、指導に関すること</p> <p>④ 市民病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、歯科医療機関、日本赤十字社愛知県支部との連絡調整に関すること</p> <p>⑤ 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること</p>
	建設産業部	<p>① 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に関すること</p> <p>② 被災建築物・宅地の応急危険度判定に関すること</p> <p>③ 都市公園及び緑地の被害調査に関すること</p> <p>④ 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること</p>
	都市・建設班 (都市計画課)	<p>① 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に関すること</p> <p>② 被災建築物・宅地の応急危険度判定に関すること</p> <p>③ 都市公園及び緑地の被害調査に関すること</p> <p>④ 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること</p>

	土木・河川班 (土木課)	1 道路の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2 河川、橋梁、水路の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 3 交通規制など応急交通対策に関する事 4 建設資材の調達、応急輸送に関する事 5 建設業者の協力要請及び応急対策要員の確保に関する事
	農政・商工・観光班 <u>(農政課)</u>	1 農地、農作物、農業施設の被害調査、災害対策及び復旧に関する事 2 農業者に対する災害融資に関する事 3 農業協同組合及び農業関係団体との連絡調整に関する事 4 滞水防除に関する事 5 土地改良区及び関係機関との連絡調整に関する事 6 被災家畜収容に関する事 7 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 8 死亡獣畜の処理に関する事 9 排水機の被害調査及び応急復旧に関する事 10 <u>食品供給（米穀の原料調達）に関する事</u>
	農政・商工・観光班 <u>(商工観光課)</u>	1 商工業者の被害調査及び災害対策に関する事 2 商工業者の災害復旧融資対策に関する事 3 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 4 七宝焼アートヴィレッジの被害調査及び災害応急対策に関する事 5 来館者の安全確保、避難に関する事 6 観光客対策に関する事 7 観光施設の被害調査及び災害対策に関する事
	<u>協力班</u> <u>(企業誘致対策課)</u>	1 <u>建設産業部班への応援協力に関する事</u>
上下水道部	給水班 (上水道課)	1 配水場（管）施設の被害調査及び災害対策に関する事 2 復旧用資機材の確保に関する事 3 飲料水の確保・供給に関する事 4 給水用資機材等の確保、整備に関する事 5 水道（建設）業者と作業員の協力要請に関する事 6 名古屋市上下水道局との連絡調整に関する事 7 水道料金の減免に関する事
	下水班 (下水道課)	1 下水道施設の被害調査、災害対策及び復旧に関する事 2 応急仮設トイレの調達、設置に関する事
教育部	教育・給食班 <u>(教育総務課)</u>	1 教育施設の災害応急対策及び被害調査に関する事 2 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 3 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事

教育・給食班 <u>(学校教育課)</u>	① 小中学校の応急教育に関すること ② 児童生徒、教員の被害状況の取りまとめに関すること ③ 児童生徒の安全確保に関すること ④ 罷災児童生徒に関すること ⑤ 小中学校の休校措置等に関すること ⑥ 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること ⑦ 学校給食センターの災害応急対策及び被害調査に関すること ⑧ 学校給食に関すること ⑨ 炊き出しに関すること
社会教育班 (生涯学習課)	① 所管施設の被害調査及び災害対策に関すること ② 文化財の災害応急対策及び被害調査に関すること ③ 所管施設利用者の安全の確保に関すること ④ 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること
社会体育班 (スポーツ課)	① 所管施設の被害調査及び災害対策に関すること ② 所管施設利用者の安全の確保に関すること ③ 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること

#### (4) 市対策本部における広報等

市は、住民に対する情報提供に当たっては、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報担当者を置くなどにより、正確かつ積極的な情報提供に努める。

また、提供する情報の内容について、県と相互に情報交換を行うよう努める。

##### 【市対策本部における広報体制】

###### ① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

###### ② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

###### ③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

###### ④ その他関係する報道機関

##### 【関係報道機関一覧】

名 称	連 絡 先
西尾張シーエーティーヴィ株式会社	電話：0567-25-8561 FAX：0567-25-8560

#### (5) 市現地対策本部の設置

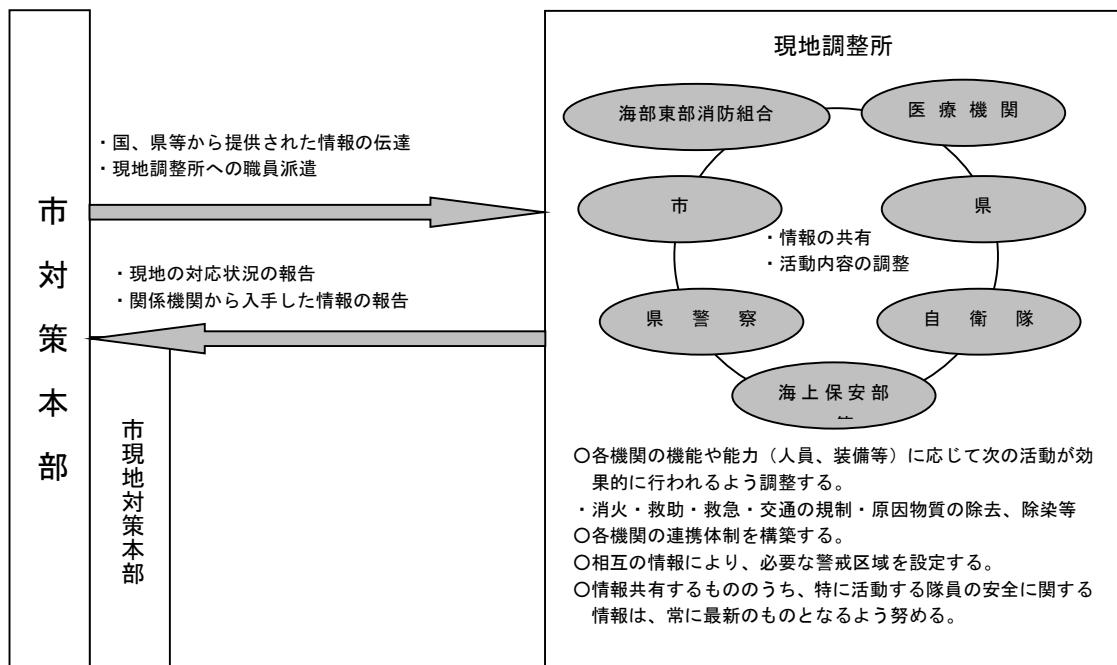
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

## 【現地調整所の組織編成】



## 【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は隨時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市及び海部東部消防組合は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。
- (注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

## (7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

### ① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

### ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に關係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

### ③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

### ④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

### ⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

市は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行う。

#### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

#### (2) 情報通信手段の機能確認

武力攻撃事態等においては、国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行う。

なお、情報通信施設に支障が生じた場合には速やかに応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するとともに、直ちに東海総合通信局にその状況を連絡する。

#### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊愛知地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市町村に対する応援の要求、事務の委託

#### （1）他の市町村への応援の要求

- ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### （2）県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### （3）事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
  - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。  
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

## 6 市の行う応援

### (1) 他の市町村に対して行う応援

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

### (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等においては、ボランティア関係団体と相互に協力し、被災地又は避難動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努める。

また、市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保するとの観点から、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その適否を判断するとともに、ボランティアの技術等の効果的な活用を図る。

また、ボランティアの登録・派遣調整等を担い、その活動拠点となるボランティアセンターの円滑な運営、ボランティアの生活環境等に配慮する。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を自ら及び国の対策本部を通じて国民に公表するよう努める。

## 8 住民への協力要請

市は、国民保護措置の実施に関し住民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するための必要な情報を隨時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

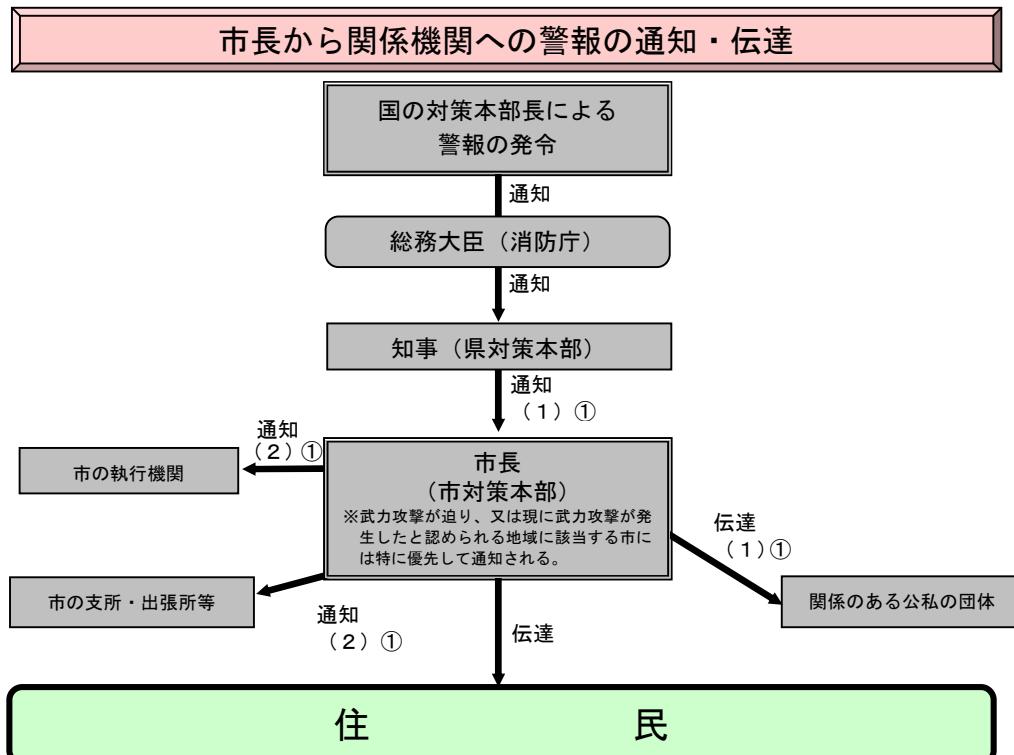
##### (1) 警報の内容の伝達

- ① 市長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市の実情に応じて定めておくもの）に伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

- ① 市長は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、医療機関、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市の公式ウェブサイトに警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



※市長は、ホームページに警報の内容を掲載

※警報の伝達に当たっては、サイレンのほか拡声器を活用することなどにより行う。

## 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により伝達する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市が含まれる場合は、原則として、広報車、サイレン、CATVを使用して注意喚起を図る。

また、市長は海部東部消防組合と連携し、職員並びに消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自主的な協力を得るなどにより、各世帯に警報の内容を伝達する。この場合においては、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

なお、将来的に同報系防災行政無線が整備された時は、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市が含まれない場合は、広報車の使用をはじめとする手段により周知を図る。

③ 警報の解除の伝達については、原則としてサイレンは使用しない。

本市は、同報系防災行政無線が整備されていないため、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法を積極的に活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をウェブサイト等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、市長は海部東部消防組合の管理者に対して、消防本部が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うよう要請するとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、行政区や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配意する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

### 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

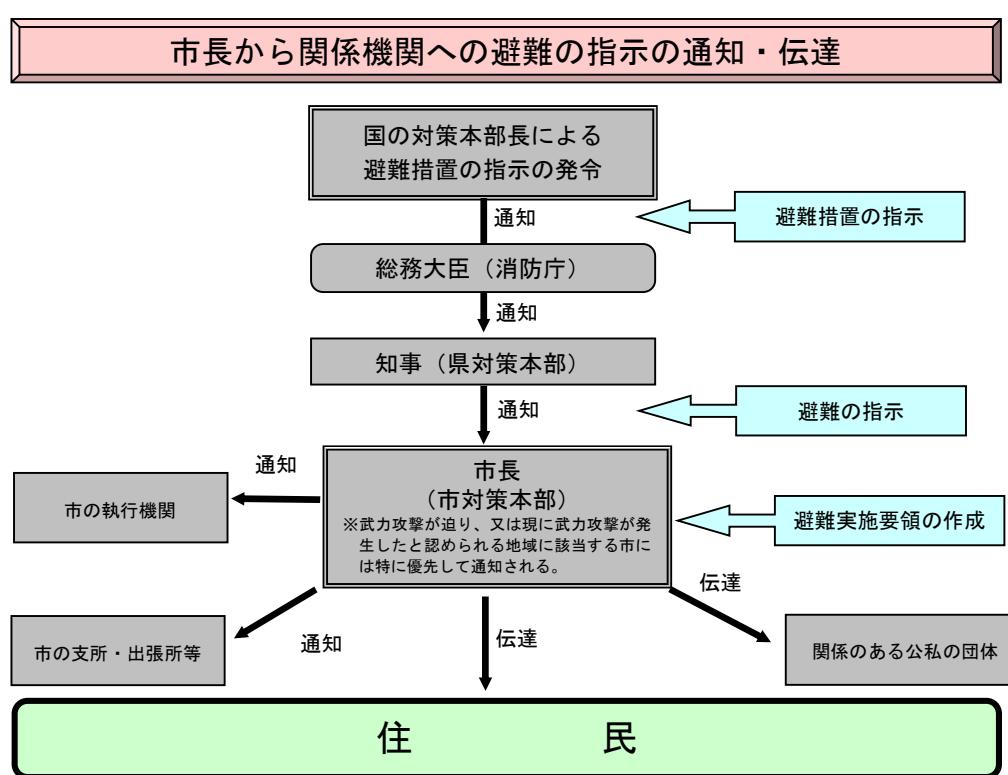
## 第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るために責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、避難の指示を受け次第、直ちに、広報車その他の適切で効果的な手段を活用し、避難の指示の迅速な住民への伝達に努める。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

### 2 避難実施要領の策定

#### (1) 避難実施要領の策定

住民に対し避難の指示を受けた市長は、直ちに、知事、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を

策定する。

その際、高齢者、障がい者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法等について十分に配慮する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

#### 【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

#### 【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

#### 【避難実施要領の項目】

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

#### （2）避難実施要領の策定の際ににおける考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握

- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒步による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、社会福祉班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

#### 【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

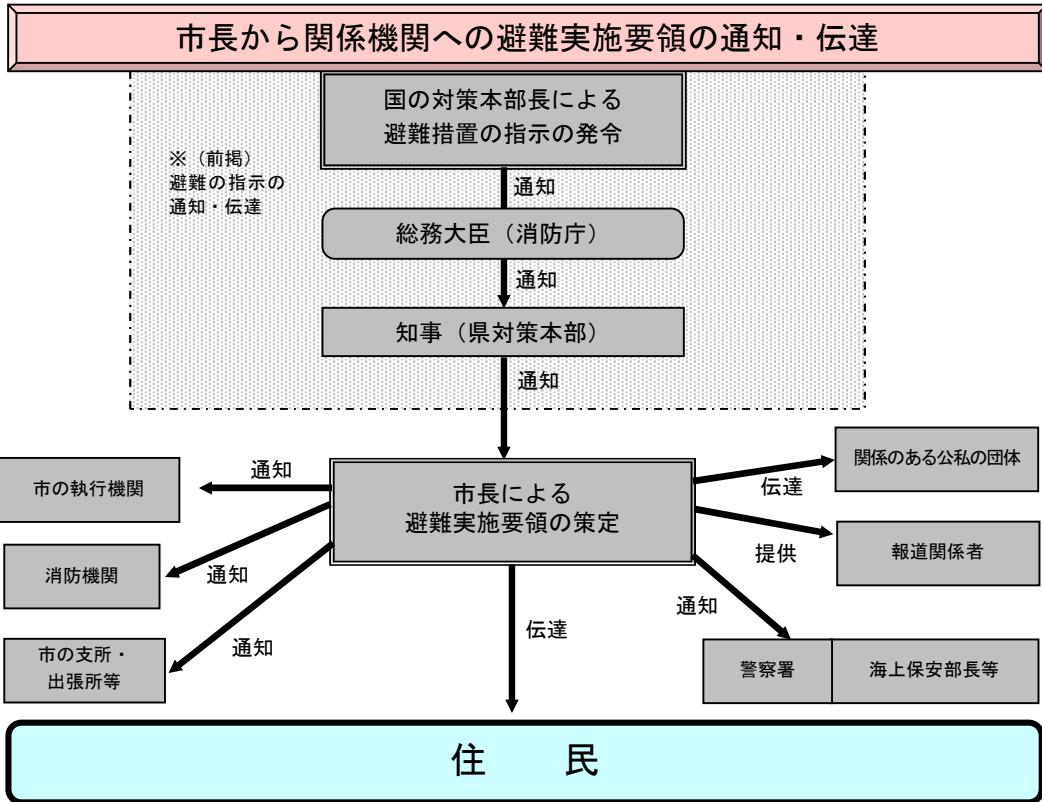
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

#### （3）避難実施要領の内容の伝達等

市は、巡回広報等を活用するとともに、自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得て、避難実施要領について出来る限り速やかに各世帯及び関係団体に伝達する。

また、市長は、直ちに、その内容を市との他の執行機関、海部東部消防組合消防長、津島警察署長、名古屋海上保安部長及び自衛隊愛知地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。また、避難実施要領で定めるところにより、海部東部消防組合も管理者に消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導するよう要請する。その際、市その他の関係機関は、できる限り自治会、町内会等又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うよう努めるとともに、避難先地域において当該市の住民受入れが完了するまで避難住民の誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の推移、武力攻撃災害における災害の発生状況その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないよう配慮する。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防機関の活動

市長は、海部東部消防組合の管理者に対し必要に応じ次の措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。

- ① 消防本部及び消防署が、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長が定めた避難実施要領に基づき要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な避難誘導を実施すること。
- ② 避難行動要支援者を人員輸送車両等により運送を行う等、保有する装備を有効活用した

避難住民の誘導を行うこと。

#### 【消防事務を共同処理している場合】

消防事務を共同処理している当市においては、当該消防機関は、当該市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされている。この場合、市長は、海部東部消防組合の管理者に対して必要な措置を講すべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から市の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、海部東部消防組合やその管理者等と十分な調整を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、津島警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

#### (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

#### (6) 高齢者、障がい者等への配慮

市は、管理する病院、診療所、助産所、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、養護学校など、自ら避難することが困難な者が滞在している施設においては、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずる。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることが多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 大規模集客施設等における施設滞在者等への対応

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、市は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずる。

(8) 残留者等への対応

市長は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者については、それにより危険が生ずる場合には警告等を発することができるが、避難の指示に従うようできる限り説得に努める。

避難住民を誘導する市職員等による警告及び指示は、混雑等から危険を未然に防止するためのもので、危険が現実化していない場合でも、危険な事態の発生のおそれが認められる時点で行うことができるものであり、具体的には、避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者や避難の流れに逆行する者に対して行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者である市長は武力攻撃事態等においては、県警察と連携し、交通規制状況や通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供する。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し避難住民又は緊急物資の運送を求める場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

また、自ら避難することが困難な者が滞在している施設の管理者及び市（消防機関を含む。）のみによっては十分な輸送手段を確保することができない場合は、市長は、知事、県警察、海上保安庁及び自衛隊に協力を要請する。

#### (14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

## 弾道ミサイル攻撃の場合

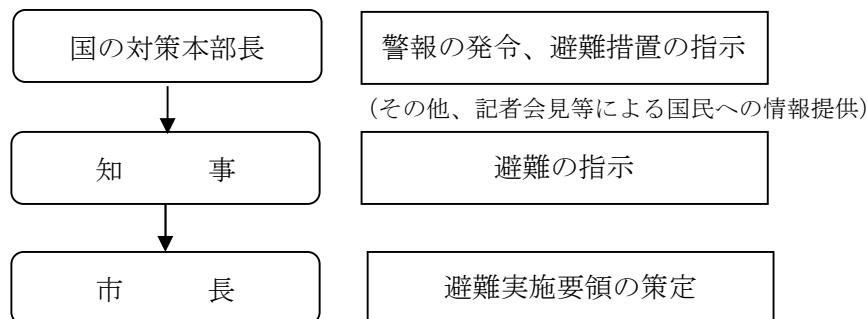
① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア　国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ　実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※　弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は國に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるように、全国瞬時警報システム（J-ALETR）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

## ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

### ○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

### ○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が

一般に高く、注意が必要である。

### 着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

## 第5章 救 援

被災者に対する救援の実施に当たり、県をはじめとする関係機関との連携等について、必要な事項を定める。

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の搜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

#### 【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

## 3 救援の内容

### (1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

### (2) 救援における県との連携

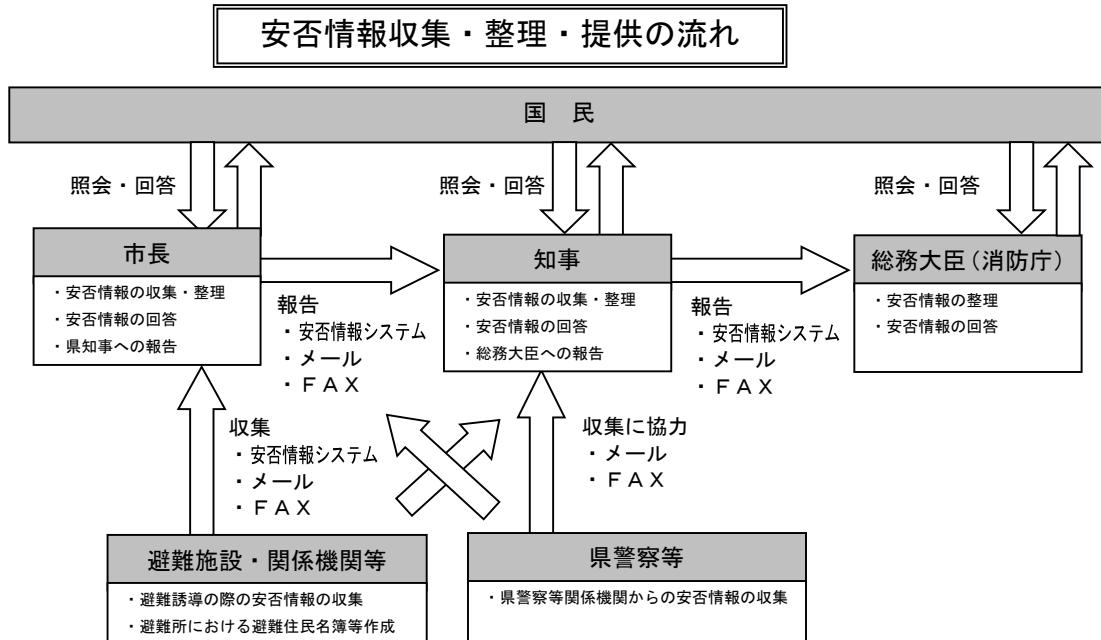
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、N B C 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

市による、安否情報の収集及び提供については、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行う。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、海部東部消防組合及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に際しては、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号を用いる。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

市による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行う。

#### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求める。

この場合、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メール等により送付する。なお、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

### (2) 安否情報の回答

- ① 市長は、安否情報の照会があったときは当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報及び居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報（武力攻撃災害における災害により死亡した住民にあっては、個人を識別するための情報並びに死亡の日時、場所及び状況並びに死体の所在）を様式第5号により回答する。

この場合において、回答に当たっては、これらの項目のうち、必要最小限の情報を回答する。

- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

### (3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

#### 4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報することとされている。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### ※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

#### ※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- ① N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

#### ※【退避の指示の例】

##### ◆屋外退避の例◆

「あま市△△地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。」

##### ◆屋内退避の例◆

「あま市△△地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。」

## (2) 退避の指示に伴う措置等

① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

## (3) 安全の確保等

① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて海部東部消防組合、県警察、自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

#### ※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

N B C攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等

を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ぜる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

### (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## 4 消防に関する措置等

### (1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効果的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

市長は、海部東部消防組合の管理者に対し、消防長等に対して必要な措置を講ずべきこと

を指示するよう求めるなど、必要な連携を図る。

## (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することとされている。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行うこととされている。

## (3) 消防に関する応援要請

武力攻撃災害の規模が大きい場合など、市が組織する消防組合の消防力のみをもってしては対処できないと判断されるような場合、市長は、海部東部消防組合の管理者と連携して、速やかに、相互応援協定等に基づく消防の応援を受けるための必要な措置を講ずる。

さらに、必要な場合は、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を受けるための必要な措置を講ずる。

## (4) 消防の応援の受け入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援を受ける場合、消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事及び海部東部消防組合の管理者と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整を図るなど消防の応援の受け入れに関して必要な事項の調整を行う。

## (5) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

## (6) 安全の確保

- ① 市長は、消防機関に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ④ 市長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

##### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、市は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。)

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### (1) 危険物質等に関する措置命令

海部東部消防組合の管理者は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずることとされている。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について海部東部消防組合の管理者が命ずることができる対象及び措置

##### 【対象】

あま市、大治町の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は当該地域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

## 【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

## （2） 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

海部東部消防組合の管理者は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求ることとされている。また、海部東部消防組合の管理者は、（1）の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めることとされている。

## 第4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

### 1 武力攻撃原子力災害への対処

近隣県に所在する原子力発電所等及び運搬中の核燃料物質等が武力攻撃を受けた場合、市は、原則として、市地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講ずる。

### 2 N B C攻撃による災害への対処

#### (1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

#### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

#### (3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

#### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

##### ① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。  
また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

##### ② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

##### ③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

#### ※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長及び海部東部消防組合の管理者の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限行使する。

また、海部東部消防組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するための協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限行使することができる。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。上記表中第5号及び第6号に掲げる権限行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

また、海部東部消防組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するための協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、市長と同様に通知・掲示等を行うこととされている。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関に対しては、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うよう、海部東部消防組合の管理者に要請する。
- ③ 市長は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、知事が消防庁に報告を行う方法に準じて、知事に被災情報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行なうことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障がい者等避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

また、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施するとともに、必要に応じ、健康相談窓口を設置するよう努める。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

### (2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等を踏まえつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### （1）被災児童生徒等に対する教育

市は、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないよう県と連携して適切な措置を講ずる。

また、避難住民等が被災地に復帰する場合には、必要に応じて、学校施設の応急復旧等適切な措置を講ずる。

#### （2）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### （1）水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### （2）公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

## 第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### ※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

#### （1） 特殊標章等

##### ア 特殊標章

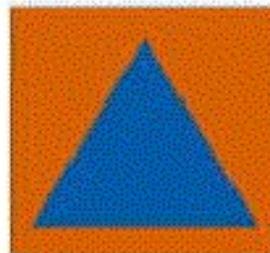
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

##### イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。

##### ウ 識別対象

国民保護措置に係る協力等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に

青の正三角形）

#### （2） 特殊標章等の交付及び管理

市長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員（水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
  - ・ 消防団長及び消防団員
  - ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ② 水防管理者
- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
  - ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

また、次に示す職員等については、海部東部消防組合消防本部において消防長が交付要綱を作成した上で交付等することとされている。

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害における災害の発生後可能な限り速やかに、その所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、国民保護措置の実施上重要な情報通信施設に障害が生じたときには、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保する。

##### (3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

##### (1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

##### (2) 道路管理者である市長は、その管理する道路について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を県に報告するとともに、障害物の除去その他避難住民の運送及び緊急物資の運送の輸送路を最優先して確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

### (2) 市が管理する施設及び設備の復旧

本格的な復旧に向けた所要の法制が国により整備されるまでは、市は、武力攻撃災害により、被災した市の管理する施設及び設備について、国の支援を得て被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

なお、海部東部消防組合が、国民保護法第62条第2項に基づく避難住民の誘導、及び同法第97条第7項に基づく消防を行った場合についても、同様の方法により請求することとされている。

#### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県に準ずる。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

## 第5編 緊急対処事態への対処

### 1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。